

日本安全保障貿易学会会則

(名称)

第1条 本学会の名称は、日本安全保障貿易学会（Japan Association of International Security and Trade）とする。

(目的)

第2条 本学会は、安全保障貿易管理に関心を有する産業界、官界、学界の関係者によって構成され、国際的視野に立って安全保障貿易管理に関する研究を推進し、産官学相互間の情報・意見交換と知的交流を通じ、安全保障貿易に関する学術研究の促進と啓蒙普及を図ることを目的とする。

(事業活動)

第3条 本学会は、その目的を達成するために次の事業活動を行う。

- (一) 研究会、講演会、シンポジウム、ワークショップ等の開催。
- (二) 海外の関係機関、産官学関係者等との国際的連携活動。
- (三) 活動状況についての情報発信。
- (四) その他、目的達成のために必要かつ適当と判断される事業活動。

(会員)

第4条 本学会は、原則として個人会員によって構成される。

- 2 本学会に入会するためには、会員2名（内1名は理事とする）の推薦を経て、所定の入会申込書を学会事務局に提出し、理事会においてその承認を得なければならない。
- 3 会員は本学会の実施する各種の事業活動に参加することができる。
- 4 会員は会費を納めなければならない。
 - (一) 会費の金額および支払い時期については、これを別に定める。
 - (二) 会費を2年に亘って納めない者は、原則として会員資格を失う。

(組織)

第5条 本学会に総会、理事会および事務局を置く。

(総会)

第6条 総会は本学会の最高意思決定機関である。

- 2 総会は会長によって招集され、年次報告、事業計画、予算、決算等を審議し、承認する。
- 3 総会の議事は、出席会員のコンセンサスまたは出席しかつ投票する会員の過半数をもって決する。
- 4 会員は1人1票の投票権を有する。

(理事会)

第7条 理事会は第9条第1項に定める役員によって構成され、ステアリングコミッティ

一として事業を執行する。

- 2 理事会は理事および監事の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立する。
- 3 理事会は、必要に応じて、各種の委員会を設置し、会員に委員を委嘱することができる。
- 4 理事会は、長期に亘って本学会に貢献し深い知見を有する者を、特別顧問に任ずることができる。
- 5 理事会は、必要に応じて、理事、監事以外の者(特別顧問を含む)を理事会に出席させ発言させることができる。
- 6 理事会の議事については、第6条第3項および第4項を準用する。

（事務局）

第8条 本学会に事務局を置く。

- 2 事務局の設置場所は、理事会の定めるところによる。

（役員）

第9条 本学会に次の役員を置く。

- （一）会長1名
- （二）副会長2名
- （三）理事16名（会長、副会長、事務局長を含む）
- （四）事務局長1名
- （五）監事2名

- 2 理事の人数は、16名に満たなくても可とする。
- 3 役員の任期は2年とするが再任を妨げない。
- 4 役職兼務禁止等やむを得ない理由により任期途中で役員が辞任する場合は、理事会で後任役員を速やかに選出しその後の直近の総会で事後承認を得るものとする。後任役員の任期は辞任する当該役員任期の残任期間とする。

（会長）

第10条 会長は本学会を代表し、活動を統括する。

- 2 会長は理事会の互選による推薦を経て、総会において選出される。
- 3 会長は毎年1回、通常総会を招集する。
- 4 会長は、必要と判断する場合は、理事会の議を経て臨時総会を招集することができる。

（副会長）

第11条 副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときは会長の指名する副会長が、会長の職務を代行する。会長が指名できないときは、理事会の互選により指名された副会長が会長の職務を代行する。

- 2 副会長は会長が指名し、理事会の承認を経て、総会において選出される。

（理事）

第12条 理事は、別に定める理事・監事選出規程により、理事・監事候補者推薦委員会の推薦を経て、総会において選出される。

(事務局長)

第13条 事務局長は会長が指名し、理事会の承認を経て、総会において選出される。

2 事務局長は、学会にかかる事務を統括するとともに、学会の運営に関し必要に応じて会長に助言する。

(監事)

第14条 監事は2名で構成される。監事は本学会の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

2 監事は、別に定める理事・監事選出規程により、理事・監事候補者推薦委員会の推薦を経て、総会において選出される。

(会計)

第15条 本学会の経費は、会費および寄付等をもって、これに充てる。

(会計年度)

第16条 本学会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(改正)

第17条 本会則の改正は理事会の発議により、総会において採択する。別段の合意がない限り、改正は採択と同時に効力を生ずる。

附則

この会則は、本学会の創設日、2005年5月31日から施行する。

会費規程

(納入時期)

第1条 会員は、毎年、通常総会開催日までに会費を納めなければならない。

(会費の額)

第2条 会員の納める会費の金額は、当分の間、年2,000円とする。

理事・監事選出規程

(趣旨)

第1条 日本安全保障貿易学会会則（以下「会則」という）第12条および第14条の規定による理事および監事の選出に関しては、この規程の定めるところによる。

(創設時幹事)

第2条 第1期の幹事は本学会の準備会合に参加した13名とする。

(推薦委員会の設置および委員)

第3条 理事会は、理事および監事の任期が終了する年の前年の通常総会に、理事・監事候補者推薦委員会（以下「推薦委員会」という）の設置を提案し、その承認を得なければならない。

（推薦委員会による理事・監事候補者の推薦基準）

第4条 推薦委員会は、次の各号に掲げる推薦基準に従って、理事および監事候補者を会員のうちから選定し、これを総会に推薦するものとする。

（一）本学会における活動その他、本学会に対する貢献の程度が一定以上の者であること。

（二）職業・所属、地域および性別等の均衡に配慮すること。

（三）理事会の継続性等に鑑みて、原則として、理事・監事候補者のうち、過半数は現に理事・監事である者のうちから選定されるように配慮すること。

（総会における理事および監事の選出）

第5条 総会における理事および監事の選出は、前条の規定により推薦された理事・監事候補者のうちから行われるものとする。

（委任）

第6条 この規程に定めるもののほか、理事および監事の選出に関して必要な事項は、理事会が定める。

附則

この規程は、その議決の日から施行する。

覚書

1. 会則第3条（三）に定める情報発信については、当面 CISTEC ジャーナルの紙面および CISTEC ホームページ上で行う。
2. 会則第8条2に定める事務局の場所は、当面 CISTEC 内に置くこととする。

理事の選出に関する内規

当学会の設立趣旨に鑑み、理事のうち3名は現にその任にある経済産業省貿易経済協力局貿易管理部長、安全保障貿易管理政策課長、および一般財団法人安全保障貿易情報センター専務理事を充てることができる。安全保障貿易管理政策課長補佐は必要に応じ経済産業省貿易管理部長と安全保障貿易管理政策課長の2名の理事を補佐するために理事会に出席することができる。